

# 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 宝塚清光苑 料金表

地域区分ごとの報酬単価

3級 11.05円

\*介護給付\*

\*要介護1～5の方が対象です。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (Ⅱ)	基本単位数 (単位1/月)	サービス利用料 (全額：円/月)	利用者負担額 (1割：円/月)	利用者負担額 (2割：円/月)	通所系サービス利用 減算額 (1割：円/1回)
要介護1	5,658	62,520	6,252	12,504	
通所系サービス利用減算(1回)	-62				69
要介護2	10,100	111,605	11,161	22,321	
通所系サービス利用減算(1回)	-111				123
要介護3	16,769	185,297	18,530	37,060	
通所系サービス利用減算(1回)	-184				204
要介護4	21,212	234,392	23,440	46,879	
通所系サービス利用減算(1回)	-233				258
要介護5	25,654	283,476	28,348	56,696	
通所系サービス利用減算(1回)	-281				311
初期加算(1日) ※1	30	331	34	67	
総合マネジメント体制強化加算(1月) ※2	1,000	11,050	1,105	2,210	
サービス提供体制加算Ⅰ	500	5,525	553	1,105	
サービス提供体制加算Ⅱ	350	3,867	387	774	
サービス提供体制加算Ⅲ	350	3,867	387	774	

(※1) 利用開始した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき30単位を加算されます。

また、30日を超える病院または診療所への入院の後にサービス利用を再開した場合も同様に加算されます。

(※2) 総合マネジメント体制強化加算は以下の算定要件を満たす場合、加算されます。

①利用者の心身状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、関係者が共同し定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること。

②地域の医療機関、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問看護介護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。

(注1) 利用単位数に介護職員処遇改善加算Ⅰ(8.6%)を乗じさせていただきます。

(注2) 利用料免除や減免措置を受けられている方は、それに応じた負担料となります。

(注3) 介護保険の区分支給限度基準額を超えてのサービス利用や、サービス内容が給付対象とならない場合は、サービス利用料の全額が、利用者様の自己負担となります。